

福島労働局からのお知らせ

I イベント・行事

1 労働基準部

1. 化學物質管理強調月間

担当：健康安全課 三瓶 電話：024-536-4603

資料No.1

2月1日から2月28日までの1か月間は「化学物質管理強調月間」（※）です。

- 今年度のスローガンは
「慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方」
です。
 - 福島労働局長は県内の労働災害防止団体等に対し、
化学物質管理強調月間に、「第2回化学物質管理強
調月間実施要綱」に基づく実施事項について実施す
るよう要請を行いました（12月1日）。

(※) 今年度で2回目となる化学物質管理強調月間は、産業界における自律的な化学物質管理活動を推進するとともに、広く一般に職場における危険有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図ることを目的としています。



1 労働基準部

2. 全国健康保険協会福島支部との間で、包括的事業連携協定を締結 担当：健康安全課 斎藤 電話：024-536-4603

福島労働局と全国健康保険協会福島支部との間で、「働く世代のメンタルヘルス対策を含めた健康づくりの推進に関する包括的事業連携協定」を締結します

昨年5月に改正された労働安全衛生法において、ストレスチェック制度※が労働者数50人未満の事業場に対して義務化されることになったことから、中小企業が多く加入する全国健康保険協会福島支部と連携・協力し、中小企業におけるストレスチェック制度の普及・定着を含め、働く世代のメンタルヘルス対策の推進を図ること等を目的として、健康づくりの推進に関する包括的事業連携協定を締結することとしました。

なお、本協定においては、メンタルヘルス対策の推進のほか、健康診断の受診及び特定保健指導の実施促進など健康づくりの推進に関する8つの項目について連携・協力を図ることとしています。協定締結に当たり、福島労働局長及び全国健康保険協会福島支部長が出席し、以下のとおり締結式を開催します。



1 日 時：令和8年1月30日（金）午前10時45分～

2 場 所：福島市花園町5番46号 福島第二地方合同庁舎1階会議室

※「ストレスチェック」とは・・・

ストレスに関する質問票に労働者が記入し、それを集計・分析することで、自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べる簡単な検査です。労働者が自分のストレスの状態を知ることで、ストレスを溜めすぎないように対処したり、ストレスが高い状態の場合は医師の面接を受けて助言をもらったり、会社側に仕事の軽減などの措置を実施してもらったり、職場の改善につなげたりすることで、「うつ」などのメンタルヘルス不調を未然に防止するための仕組みです。

2 職業安定部

1. 「ユースエール認定企業に対する認定通知書交付式」を開催します。

担当：職業安定課 山下・松尾 電話：024-529-5396

「青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）」に基づき、若者の採用・育成に積極的で、離職率・有給休暇取得実績などが一定水準を満たしており、若者の雇用管理状況などが優良な中小企業を認定する「ユースエール認定企業」に、次の企業を認定しました。

- 交付式日時 令和8年2月18日（水）14：00
- 会 場 福島第二地方合同庁舎 1階会議室
- 認定企業 トミー工業株式会社（医療理科、バイオテクノロジー
関連機器製造）
所在地 石川郡浅川町蓑輪字山敷田62番地
従業員（常用労働者）数 81名
【認定年月日 令和8年1月21日】
- MGCエレクトロテクノ株式会社（電子デバイス製造業）
所在地 西白河郡西郷村大字米字帽山9-41
従業員（常用労働者）数 214名
【認定年月日 令和8年1月22日】
- マルナカ株式会社（土木建設工事業）
所在地 二本松市油井字長谷堂69番地
従業員（常用労働者）数 51名
【認定年月日 令和8年1月26日】

2 職業安定部



2. 見て、知って、体験して、相談できる！

「ハロートレーニングフェス in ふくしま 2026」を開催

担当：訓練課 阿久津・渡部 電話：024-536-7733

資料No.2

すべての世代の学び・学び直し（リスキリング、リカレント）による能力向上支援への取組として「ハロートレーニング（公的職業訓練）」の体験型の周知・広報イベントを開催します。

当日は、ものづくり、介護、IT等の体験コーナー、ポリテクセンターの見学ツアー、求職者向けの訓練相談コーナー、企業向けの人材開発支援助成金・在職者訓練等の相談コーナー、小学生向け体験コーナー、キッズコーナーを設置、**どなたでも参加可**。

これに先立ち「ハロートレーニング（公的職業訓練）パネル展」として職業訓練の風景写真や制作物を展示します。

詳細は、別添のリーフレットをご覧ください。

ハロートレーニングフェス in ふくしま 2026

（1）開催日時

令和8年1月31日（土） 10:30～15:30

（親子ものづくり体験教室は 10:00～）

（2）開催場所

ポリテクセンター福島 （福島市三河北町7-14） 無料駐車場約100台

（3）主催

福島労働局、ハローワーク、福島県

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福島支部

「ハロートレーニング～急がば学べ～」は、新たなスキルアップにチャレンジする全ての皆さんをサポートする「公的職業訓練」の愛称とキャッチフレーズです。



3 雇用環境・均等室

1. 『福島県魅力ある職場づくり推進協議会』（地方版政労使会議）の開催について 担当：雇用環境・均等室 田村・安保 電話：024-536-2777

福島県内で働く労働者の労働環境の改善や県内企業の持続的な賃金引上げの機運の醸成を図り、「魅力ある職場づくり」を実現するため、国・地方公共団体・地域の労使団体等による協議会を下記のとおり開催し、働き方改革に関する確認事項の進捗状況の共有、今後の取組について意見交換を行います。

1 日 時：令和8年2月9日（月） 12時45分～13時45分

2 会 場：福島第二地方合同庁舎1階共用会議室
住所：福島市花園町5-46

3 議事等

（1）「福島県の魅力ある職場づくり推進に関する確認事項」における「3つの目標」の進捗状況及び取組等について

（2）各行政機関の取組等について
(労働局・福島県・総務省・東北経済産業局・公正取引委員会)

（3）各構成員の取組等について

（4）「福島県の魅力ある職場づくり推進に関する確認事項（案）
～若者や女性に選ばれるふくしまの実現に向けて～」
について

1 労働基準部

1. 県内労働災害発生状況

担当：健康安全課 大内 電話：024-536-4603

令和7年（12月）の災害発生状況を取りまとめました。

業種別	年別		令和7年		前年同期		対前年比(死傷者数)	
	死傷者数	うち死亡者数	死傷者数	うち死亡者数	増減数	増減率(%)		
全業種合計	1,964	8	1,914	11	50	2.6		
製造業	431	1	407	1	24	5.9		
鉱業	12	0	4	0	8	200.0		
建設業	274	2	293	6	-19	-6.5		
輸送・通業	216	1	256	1	-40	-15.6		
貨物取扱業	9	0	19	0	-10	-52.6		
農林業	66	1	56	1	10	17.9		
畜産・水産業	26	0	19	0	7	36.8		
上記以外の事業小計	930	3	860	2	70	8.1		
商業	331	0	300	1	31	10.3		
金融広告業	15	0	14	0	1	7.1		
保健衛生業	230	0	233	0	-3	-1.3		
接客娯楽業	137	2	113	0	24	21.2		
清掃・と畜業	85	1	106	1	-21	-19.8		
上記以外の事業	132	0	94	0	38	40.4		

2 職業安定部

情報解禁日時
1月30日14時30分

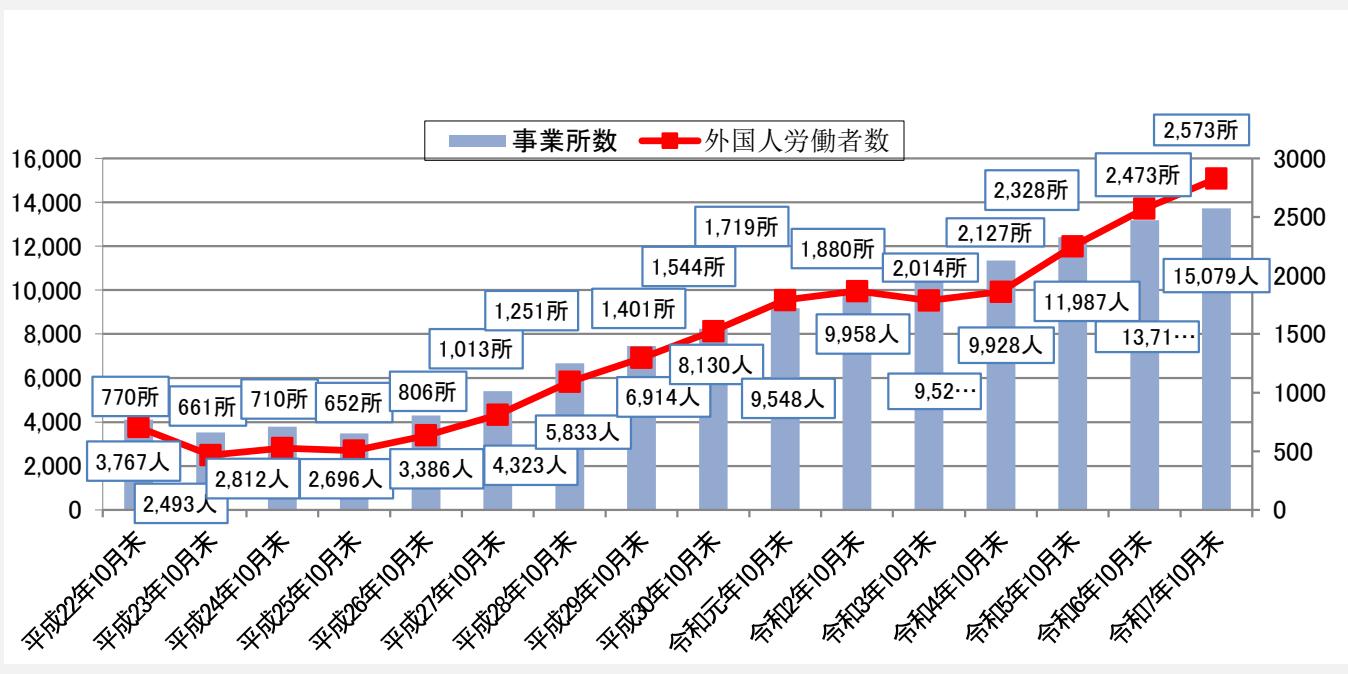
1. 「外国人雇用状況」の届出状況

担当：職業対策課雇用指導係 佐藤 電話024-529-5463

資料No.3

令和7年10月末現在の「外国人雇用状況」の届出状況とりまとめました。

- 外国人労働者数は15,079人と前年13,710人に対して10%増加。
- 外国人雇用事業所数は2,573社と前年2,473事業所に対して4.0%増加。





担当	福島労働局労働基準部健康安全課 課長 斎藤 勝 労働衛生専門官 三瓶 詔宏 電話 024-536-4603 (直通)
----	---

2月は「化学物質管理強調月間」です

～スローガン「慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方」～

福島労働局（局長 岡田 直樹）は、令和8年2月1日から同月28日までの1か月、「第2回化学物質管理強調月間」を実施します。

化学物質管理強調月間は、産業界における自律的な化学物質管理活動を推進するとともに、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るため、令和6年度に創設し、今年度は第2回目の開催となります。

福島労働局では、令和7年12月1日に県内の労働災害防止団体等に対し要請を行い、別添の「第2回化学物質管理強調月間実施要綱」に基づき、化学物質管理強調月間に次の事項等について実施するよう求めています。

○本月間における実施事項

- ・化学物質管理者の選任状況、権限の付与、氏名の掲示等労働者への周知状況の確認
- ・製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート（以下「SDS」という。）等による危険有害性等の確認
- ・ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施、リスクアセスメントの結果に基づくばく露低減措置の実施等
- ・特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則等の遵守の徹底
- ・事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- ・スローガン等の掲示
- ・有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- ・化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他、化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

令和7年度（第2回）化学物質管理強調月間

期 間 令和8年2月1日（日）から同月28日（土）まで

スローガン「慣れた頃こそ再確認

化学物質の扱い方」

第2回化学物質管理強調月間実施要綱

1. 趣旨

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれる。また、化学物質による休業4日以上の労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）のうち、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）等の特別規則による規制の対象となっていない物質に起因するものが多数を占めている。

これらを踏まえ、特別規則による規制の対象となっていない物質への対策の強化を主眼とし、国によるばく露の上限となる基準等の制定、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みの整備・拡充を前提として、事業者が、危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講すべき措置を適切に実施する制度を導入したところである。

こうした規制の対象となる化学物質（リスクアセスメント対象物）は順次拡大され、令和8年4月から約2,900物質が規制対象となるが、これに伴い、対策を講すべき事業場の範囲が、第三次産業を含めた幅広い業種に大幅に拡大する。また、令和7年5月14日に、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律が公布され、危険性・有害性情報の通知義務（SDSの交付等の義務）に罰則を設けること（公布後5年以内に施行）や、個人ばく露測定を作業環境測定として位置づけ、作業環境測定士による実施を義務づけること（令和8年10月施行）等も新たに規定されている。

業種・規模に関わらず、リスクアセスメント対象物を製造、取扱い等を行う全ての事業場において、化学物質管理者を選任し、化学物質を管理していく必要があり、第三次産業の事業場や中小零細事業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が重要となる。

また、国際的には、「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）—化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」（第5回国際化学物質管理会議採択）において、多様な分野（環境、経済、社会、保健、農業、労働等）における多様な主体（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学術界等）によるライフサイクル（製造から製品への使用等を経て廃棄まで）を通じた化学物質管理が求められていることから、国内の化学物質管理において関係省庁が連携し相乗効果を高めていくことが必要である。

このような背景を踏まえ、厚生労働省は、経済産業省、環境省等の関係行政機関、災害防止団体等安全衛生関係団体、労働団体や事業者団体等の幅広い協力を得て、第2回化学物質管理強調月間を、以下のスローガンの下で展開することに

より、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることとする。

慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方

2. 期間

令和8年2月1日から2月28日までとする。

3. 実施体制

(1) 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

(2) 協力連携者

経済産業省、環境省

(3) 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

(4) 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

(5) 実施者

各事業者

4. 実施事項

(1) 主唱者・協力連携者・協賛者

(ア) 化学物質管理に係る啓発

化学物質管理の知見が十分でない第三次産業や中小零細事業場を重点として、化学物質管理を広く浸透させることを目的とした周知啓発活動の実施

(イ) 化学物質に関する説明会等の開催

化学物質に関する法令や対策等に係る、化学物質管理に取り組む事業者向けの説明会等の開催

(ウ) 化学物質アドバイザー等を活用した普及啓発

(エ) 化学物質管理に係る広報資料等の作成、配布

(オ) 雑誌等を通じた広報

(カ) 事業者の実施事項についての指導援助

(キ) その他「化学物質管理強調月間」にふさわしい行事等の実施

(ク) (ア)～(キ)の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力の依頼

(2) 実施者

職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図るため、化学物質管理者による化学物質管理の徹底等、化学物質管理体制の構築を最重点事項とし、事業者及び労働者が連携・協力して、次の事項を実施する。

- ① 下記の重点事項について、日常の化学物質管理の総点検を行う。
 - (ア) リスクアセスメント対象物を製造又は取り扱う際の化学物質管理者の選任、職務権限の付与、化学物質管理者の氏名の掲示等労働者への周知、化学物質管理者と総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等との連携
 - (イ) 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート（以下「SDS」という。）等による危険有害性等の確認
 - (ウ) ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施、リスクアセスメントの結果に基づくばく露低減措置の実施等
 - a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・SDS交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS交付等の状況の確認
 - b SDS等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施
 - c リスクアセスメントの実施にあたって、業種別・作業別の化学物質管理マニュアル（建設業、ビルメンテナンス業、食料品製造業など）の活用
 - d 化学物質の自律的な管理の実施状況について衛生委員会での調査審議
 - e ばく露低減措置の内容や労働者のばく露の状況について、労働者の意見を聞く機会を設けるとともに、記録の作成・保存
 - f ラベル・SDSの内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施
 - g 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具の使用や汚染時の洗浄を含む化学物質の取扱上の注意事項の確認
 - h 労働者に保護具を使用させる場合における、保護具着用管理責任者の選任、職務権限の付与、保護具着用管理責任者の氏名の掲示等労働者への周知
 - i 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であるこ

とを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進

- j 濃度基準値設定物質のリスクアセスメントにおいて、ばく露濃度が高いと見積もられた場合に個人ばく露測定によるばく露濃度の確認の実施
- k 特殊健康診断等、必要な場合のリスクアセスメント対象物健康診断による健康管理の徹底

l 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底

m 金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の徹底

(エ) 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底

- ② 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- ③ スローガン等の掲示
- ④ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- ⑤ 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施



あなたの職場にいますか？

化学物質管理者



慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方

2

月 は 化学物質管理強調月間

関連情報は
特設サイトへ



労働安全衛生関係法令の改正により、
令和6年4月から業種・事業規模を問わず、
化学物質管理者の選任やリスクアセスメント等に
基づく適切な管理等が義務づけられています。

化学物質の自律的な管理に関する自主点検表



✓ がつかない場合は、解説やリンク先の情報等を参照して確認をしましょう。

①事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント（R A）対象物であるかを把握していますか。

解説

- 化学物質を化学的に合成するほか、混合、濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を含む製品化を行うことも「製造」に該当します。
- 令和7年4月1日、令和8年4月1日時点のR A対象物はこちらのリストをご覧ください。
- 令和9年4月1日に約150物質が追加される予定です。追加物質については、こちらのリストをご確認ください。

R7,R8追加分

R9追加分



②化学物質管理者を選任していますか。

解説

- R A対象物の製造・取扱事業場等において化学物質管理者を選任することが義務となっています。化学物質管理者は、化学物質の自律的な管理のキーパーソンです。
- 化学物質管理者の選任については、以下のQ&AのNo.2-1-1～2-1-10をご確認ください。
化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A



③R Aを実施していますか。

解説

- リスクアセスメントとは、作業による労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することです。
 - 厚生労働省では、RAの実施を支援するため業種別マニュアルの作成を進めています。次のマニュアルに従ってRAを実施した場合は、右上の□に✓をつけてください。
 - ・業種・作業別マニュアル
 - ・建設業における化学物質取り扱い作業におけるリスク管理マニュアル
- (参考) Q1-1 なぜリスクアセスメントを行わなければならないのか。
Q1-2 リスクアセスメントはどのような手順で実施するのか。

業種・作業別マニュアル
(業種・作業別) (建設業)



④R Aの結果に基づくリスク低減措置を行っていますか。

解説

- 法令に講すべき措置が定められている場合は、リスクアセスメントの結果に関わらず、定められた措置を必ず実施しなければなりません。
- ③のマニュアルで定められたリスク低減措置を行った場合は、右上の□に✓をつけてください。
(参考) Q12-1 リスクアセスメント実施後のリスク低減措置の実施は義務か。
Q12-2 リスクを低減するためにはどのような措置を講ずるべきか。



⑤安全データシート（S D S）とリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。

解説

- 化学物質を取り扱う労働者が常時S D Sを確認できるよう周知するほか、労働者に教育や周知を行う必要があります。
- (参考) Q15-1 入手したSDSを労働者に周知しなければならないか。
Q15-2 ラベルやSDSの記載内容を労働者に教育する義務はあるか。



⑥（保護具を使用している場合）保護具着用管理責任者を選任していますか。

解説

- 保護具着用管理責任者の選任については、以下のQ&AのNo.2-2-1～2-2-3をご確認ください。
化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A



⑦（化学物質の譲渡・提供を行っている場合）

ラベル表示を行い、S D S等による通知を行っていますか。

解説

- 化学物質を譲渡又は提供する者は、相手方にS D Sの交付等により危険有害性等を通知する必要があります。
- (参考) Q13-1 SDSはいつ交付しなければならないのか。
Q13-2 ホームページでSDSを提供しても良いか。



まずはホームページで必要な対応をチェック!
ケミガイド 検索 <https://chemiguide.mhlw.go.jp/>

※記載の製品において、規制対象となるのはリスクアセスメント対象物の場合です。



ひと、暮らし、みらいのための
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

第2回 化学物質管理強調月間

2026（令和8）年2月1日～28日

化学物質管理強調月間スローガン

慣れた頃こそ再確認

化学物質の扱い方



化学物質のリスクアセスメントを実施し、リスク低減措置を図りましょう！

産業界における自律的な化学物質管理活動を推進するとともに、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識高揚のため、化学物質管理強調月間を昨年度より実施しており、第2回目となります

化学物質管理強調月間に取り組む事項

①化学物質管理者の選任状況、権限の付与、氏名の掲示等労働者への周知状況の確認

ラベル表示、SDS等による通知義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物質）を製造・取扱い・譲渡提供する事業者は化学物質管理者を選任しなければなりません！



【選任要件】

リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講習の修了者
上記以外の事業場	資格要件なし (専門的講習の受講を推奨)

【化学物質管理者要件等】
(HP「ケミサポ」) 参照



【職務内容】

ラベル表示、SDS（化学物質の安全データシート）等の確認、リスクアセスメントの実施管理、ばく露防止措置の実施管理や、化学物質の自律的な管理に関わる各種対応等

上記の他、リスクアセスメント結果に基づき労働者に保護具を使用させる事業場では、「保護具着用責任者」を選任し、有効な保護具の選択、使用状況の管理等に関わる業務に従事させなければなりません！

<https://www.mhlw.go.jp/content/1130000/001393159.pdf>

②製造又は取り扱っている化学物質の把握及び、SDS等による危険有害性等の確認

取り扱っている化学品がリスクアセスメント対象物質に該当するか確認しましょう
化学品を購入した事業者等から交付のあったSDS等により、危険性・有害性を確認しましょう

【リスクアセスメント対象物質】

SDSリスクアセスメント対象物質に、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加します

改正前 (～令和6年4月1日)	毎年追加	令和8年4月までに予定している数
674物質		約2900物質



【リスクアセスメント対象物質の調べ方】
(HP「ケミサポ」) 参照

③ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施及びばく露低減措置の実施等

【ラベル表示、・SDS交付】

事業場で取り扱っている化学物質のラベル表示、SDSの交付状況を確認しましょう
また、事業場内で別容器に移し替えて保管する場合等にもラベル表示等を実施する必要があります

なお、法改正により、通知対象物を譲渡・提供する者について、**SDSの通知義務違反に対する罰則が新たに設けられました**（5年以内に施行予定）

【リスクアセスメントの実施】

「リスクアセスメント」とは、取り扱う化学物質の危険性・有害性を特定し、その特定された危険性・有害性に基づきリスクを見積もることに加え、リスクの見積もり結果に基づいてリスク低減措置（リスクを減らす対策）の内容を検討する一連の流れと定義されています

リスクアセスメント

手順1 化学物質による危険性または有害性の特定



手順2 特定された危険性または有害性によるリスクの見積もり

【化学物質のリスクアセスメントツール（クリエイト・シンプル）】
(HP「職場の安全サイト」) 参照

手順3 リスクの見積もりに基づくリスク低減措置の内容の検討

手順4 リスク低減措置の実施

手順5 リスクアセスメント結果の労働者への周知、記録

④特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底

⑤意識啓発等

(ア) 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視

(イ) スローガン等の掲示

(ウ) 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施

(エ) 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

【厚生労働省ホームページ】

新たな化学物質規制など職場における化学物質対策についての情報を掲載しています

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_rou dou/roudoukijun/anzen/anzeneisei03.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudoukijun/anzen/anzeneisei03.html)



【中央労働災害防止協会ホームページ】

「第2回化学物質管理強調月間」の特設ページにより情報が掲載されています

<https://www.jisha.or.jp/campaign/kagaku/index.html>



【独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所】

職場の化学物質総合サイト「ケミサポ」として、新たな化学物質規制の情報についてわかりやすく掲載しています

<https://www.cheminfo.johas.go.jp>



【環境省】

「化学物質アドバイザー制度（無料）」の利用に係る情報が掲載されています

<https://www.env.go.jp/chemi/communication/taiwa/index.html>



このリーフレットに関するお問い合わせ先
福島労働局労働基準部健康安全課 024-536-4603

参加費
無料

予約不要で
どなたでも参加
いただけます!

ハロートレーニングフェス in 福島2026

～学びの一歩は体験から…やってみよう
職業訓練!～

2026年1月31日土
10:30～15:30 (14:30 受付終了)

★ ハロトレ
体験コーナー

★ ハロトレ
相談コーナー

★ ポリテクセンター
見学ツアー

イベント内容

ポリテクセンター福島
イベントホール・グリーンホール
福島県福島市三河北町 7-14

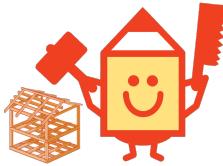
JR 福島駅 西口から北へ徒歩8分
無料駐車場完備 (100台)



詳しくはこちらから
ハロトレフェス 福島



ポリテクセンター 見学ツアー



ポリテクセンターの訓練で使う機械や設備を実際に
見ることができるよ

訓練施設

って
どんなところ
だろう??



ハロトレ 体験コーナー



パソコン操作／プログラミング／AI体験／Webデザイン／
簿記／医療事務／介護体験…など、職業訓練を体験しよう

訓練の
内容が
体験できる
チャンス!!



ハロトレ 相談コーナー

訓練を受講したい！ 訓練修了生を採用したい！

職業相談・求人相談・在職者の相談など
求職者向け、事業所向けの相談
コーナーがあるよ

適職診断も
できる！

どなたでも
参加
できます！

求職中の方はもちろん、在職中の方、
企業の方、学生、保護者、訓練施設の
方など、どなたでも参加できます

お子様
連れでも
OK



♪などの販売を
休憩スペースでやっているよ
♪などの販売を
休憩スペースでやっているよ

小学生向け 体験コーナー

こけ玉づくり（時間設定あり）
①11:00～12:30 ②13:30～15:00

キッズコーナー

- ・スーパーボールすくい
- ・缶バッヂづくり
- ・ぬりえや工作 など

同日開催 ポリテクセンターPresents 親子ものづくり 体験教室

事前申し込みが
必須です

お問合せ・お申し込みは
こちらから



イベントの詳細は二次元コードから



福島労働局・ハローワーク
公式SNSアカウント

厚生労働省福島労働局発表
令和8年1月 30日(金)

担当

【照会先】

福島労働局職業安定部職業対策課
課長 坂内 隆
課長補佐 澤田 孝久
雇用指導係長 佐藤 隆
電話 024(529)5463



福島労働局職業安定部・ハローワーク
公式マスコットキャラクター『福まる』

福島県における「外国人雇用状況」の届出状況まとめ (令和7年10月末現在) ～外国人労働者数は過去最多の15,079人。～

福島労働局（局長 岡田 直樹）はこのほど、令和7年10月末現在の外国人雇用についての届出状況を取りまとめましたので、公表します。

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けています。

届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」、「公用」の者を除く。）であり、数値は令和7年10月末時点で事業主から提出のあった届出件数を集計したものです。

【集計結果のポイント】

- 外国人労働者数は15,079人と前年 13,710人に対して 10.0%増加している。【図1、参考-1】
- 外国人雇用事業所数は2,573事業所と前年2,473事業所に対して 4.0%増加している。【図1、参考-1】
- 国籍別にみるとベトナムが最も多く4,780人で全体の31.7%を占め、次いでフィリピン2,584人(同17.1%)、インドネシア1,784人(同11.8%) ネパール1,557人(同10.3%) の順となっている。【別表1、図2】
- 在留資格別にみると、「技能実習」が5,603人と最も多く、次いで「専門的・技術的分野」4,135人、「身分に基づく在留資格」3,051人、「資格外活動」1,706人の順となっている。【別表1、図3】
- 県内の外国人労働者数は、東日本大震災及び東京電力福島第1原子力発電所事故（以下「震災」という。）の影響により、平成22年10月末時点の3,767人に対して、平成23年10月末時点では2,493人と対前年比で33.8%と大幅な減少がみられた。その後、増加に転じ、今回の公表では、15,079人と震災前（平成22年10月末）と比較した場合、300.3%増加している。

【図1】

※内容の詳細は次ページの「「外国人雇用状況」の届出状況【概要版】（令和7年10月末現在）」参照

(添付資料)

- ・別添1 「外国人雇用状況」の届出状況【概要版】（令和7年10月末現在）」
- ・別添2 「外国人雇用状況」の届出状況表一覧（令和7年10月末現在）」【別表1～8、参考-1～6】